

第1章 第4次朝霞市立図書館サービス基本計画・子ども読書活動 推進計画の策定について

1. 計画策定の背景と目的

朝霞市立図書館ではこれまで、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部省告示・平成24年改正）の趣旨を踏まえ、平成23年（2011年）3月に「朝霞市立図書館サービス基本計画」、平成28年（2016年）3月に「第2次朝霞市立図書館サービス基本計画」、令和3年（2021年）3月に「いつでも、どこでも、誰でも気軽に使える図書館」を基本理念とする「第3次朝霞市立図書館サービス基本計画」を策定し、今後目指す図書館のあり方や方向性を示すとともに、社会状況に適応した図書館サービスの充実を図ってきました。

また、国が平成13年（2001年）に策定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」と、それに基づき平成14年（2002年）に策定された「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け、平成24年（2012年）3月に「朝霞市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成29年（2017年）3月に「第2次朝霞市子ども読書活動推進計画」、令和4年（2022年）3月に「第3次朝霞市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

この間、スマートフォンやタブレットなどの通信機器の急速な普及により、簡単かつ素早い情報収集や電子書籍の利用ができるようになり読書活動にも大きな変化が生じ、図書館資料の貸出点数や貸出人数の減少傾向が続いている。

一方では人生100年時代を踏まえ、単に資料を提供するだけでなく、利用者や地域に対して新たな課題の解決支援ができる「知の拠点」であると同時に、「居場所」としての役割を果たしていくことなども求められるようになっています。

そのため朝霞市立図書館では、「図書館サービス基本計画」と「子ども読書活動推進計画」の2つの計画が第4次となる令和8年度（2026年度）から、両計画を整理して一本化し、より効果的・効率的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「図書館法」や「図書館の設置及び望ましい基準」等に基づき、朝霞市立図書館がこれまでに実施してきた実績等を踏まえて策定します。

また、本市の最上位計画である第6次朝霞市総合計画（令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度））、第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））、第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度））等の関連計画と整合性を図るものとします。

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

参考

計画名	年 度	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)
朝霞市総合計画	第6次計画						
朝霞市教育振興基本計画	第3期計画						
朝霞市生涯学習計画	第3次計画	第4次計画					
朝霞市立図書館サービス基本計画 ・子ども読書活動推進計画	第4次計画						